入間市印鑑条例の一部改正要旨

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律 (令和元年法律第37号)の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領(昭和49年自治振第10号 自治省行政局振興課長から各都道府県総務部長あて通知)の一部が改正(令和元年12月14日実施)されました。

この改正に伴い、成年被後見人の印鑑登録を可能とするため、本条例を改正するとともに、この 事務処理要領の内容に合わせ条文の整備をするものです。

- 1 改正内容
- 成年被後見人が、印鑑登録できるようにするためのもの※
 - 第2条第2項第2号(登録資格)
 - ※ 法定代理人が同行しており、かつ、成年被後見人本人による申請又は届出があるときは 意思能力を有するものとされる。(総行住第 128 号令和元年 12 月 12 日付総務省自治 行政局住民制度課長通知)
- 後見開始の審判がされると印鑑登録は抹消されるが、抹消後、新たに印鑑登録した成年被後見 人の印鑑登録が抹消されないようにするもの
 - 第15条第1項第5号(印鑑登録の抹消)
- その他条文の整備
 - 第2条第1項(登録資格)
 - 第6条 第2項 (登録印鑑の制限)
 - 第7条 第1項第4号 (印鑑登録原票)
 - 第15条 第1項第4号(印鑑登録の抹消)
- 2 施行日 公布の日